

gTLD等ドメイン名登録申請等の取次に関する規則改正 (修正履歴付き)	gTLD等ドメイン名登録申請等の取次に関する規則改正 (整形版)	備考
<p>gTLD等ドメイン名登録申請等の取次に関する規則</p> <p>株式会社日本レジストリサービス</p> <p>公開：2010年11月1日 改訂：2011年2月21日 改訂：2013年7月1日 改訂：2014年4月14日 改訂：2014年5月19日 改訂：2015年6月16日 実施：2014年9月3日 実施：2015年8月16日</p> <p>gTLD等ドメイン名登録申請等の取次に関する規則</p> <p>(途中省略)</p> <p>第7条 (委託業務・業務委託契約)</p> <p>この規則により指定事業者に委託する業務 (以下「委託業務」という) は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第8条に定める窓口対応業務 (2) 第12条に定める登録申請等に関する決定の伝達業務 (3) 第13条に定める登録料・登録更新料および費用の支払業務 (4) 第14条に定める登録更新に関する通知およびネームサーバ設定業務 (5) 前各号に関連して当社が委託する業務</p> <p>2 委託業務に関する事項は、この規則の定めるものを除くほか、当社と指定事業者との間で締結される業務委託契約 (以下「業務委託契約」という) をもって定める。</p> <p>(途中省略)</p> <p>第14条 (登録更新に関する通知およびネームサーバ設定業務)</p> <p>指定事業者は、次の各号に定める時期に、登録者に対して、自動更新猶予期間満了日と登録更新の申請に関する案内を通知しなければならない。ただし、当該通知前に登録者が登録更新の申請を行った場合はこの限りでない。</p> <p>(1) 登録規則第21条に定める登録期間の終了日 (有効期限日) の34日前から26日前までの間 (2) 登録規則第21条に定める登録期間の終了日 (有効期限日) の10日前から4日前までの間</p>	<p>gTLD等ドメイン名登録申請等の取次に関する規則</p> <p>株式会社日本レジストリサービス</p> <p>公開：2010年11月1日 改訂：2011年2月21日 改訂：2013年7月1日 改訂：2014年4月14日 改訂：2014年5月19日 改訂：2015年6月16日 実施：2015年8月16日</p> <p>gTLD等ドメイン名登録申請等の取次に関する規則</p> <p>(途中省略)</p> <p>第7条 (委託業務・業務委託契約)</p> <p>この規則により指定事業者に委託する業務 (以下「委託業務」という) は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第8条に定める窓口対応業務 (2) 第12条に定める登録申請等に関する決定の伝達業務 (3) 第13条に定める登録料・登録更新料および費用の支払業務 (4) 第14条に定める登録更新に関する通知業務 (5) 前各号に関連して当社が委託する業務</p> <p>2 委託業務に関する事項は、この規則の定めるものを除くほか、当社と指定事業者との間で締結される業務委託契約 (以下「業務委託契約」という) をもって定める。</p> <p>(途中省略)</p> <p>第14条 (登録更新に関する通知業務)</p> <p>指定事業者は、次の各号に定める時期に、登録者に対して、自動更新猶予期間満了日と登録更新の申請に関する案内を通知しなければならない。ただし、当該通知前に登録者が登録更新の申請を行った場合はこの限りでない。</p> <p>(1) 登録規則第21条に定める登録期間の終了日 (有効期限日) の34日前から26日前までの間 (2) 登録規則第21条に定める登録期間の終了日 (有効期限日) の10日前から4日前までの間</p>	<p>凡例： 赤字 (下線付き)：追加 青字 (取消線付き)：削除</p> <p>改訂日、実施日を記載</p> <p>管理指定事業者の業務削除に伴う改訂</p> <p>管理指定事業者の業務削除に伴う改訂</p>

gTLD等ドメイン名登録申請等の取次に関する規則改正案（修正履歴付き）	gTLD等ドメイン名登録申請等の取次に関する規則改正案（整形版）	備考
<p>(3) 登録規則第 21 条に定める登録期間の終了日（有効期限日）の 6 日後</p> <p>2 指定事業者は、指定事業者が提供する Web ページに、前項に定める通知の送付方法および送付先を掲示し、登録等の希望者および登録者に明示しなければならない。</p> <p>3 指定事業者は、登録規則第 22 条第 8 項の定めに基づき、ネームサーバ設定解除後に登録更新が完了した gTLD 等ドメイン名について、当社に対しすみやかに、ネームサーバ設定を解除前のものに復旧させる旨の申請をしなければならない。 <u>(第 3 項削除)</u></p> <p>(途中省略)</p> <p>(付 則)</p> <p>1 この規則は、2010 年 11 月 1 日から実施する。</p> <p>2 2011 年 2 月 21 日公開の改訂は、同日から実施する。</p> <p>3 2013 年 7 月 1 日公開の改訂は、2013 年 8 月 19 日から実施する。</p> <p>4 2014 年 4 月 14 日公開の改訂は、2014 年 4 月 20 日から実施する。</p> <p>5 2014 年 5 月 19 日公開の改訂は、2014 年 9 月 3 日から実施する。</p> <p>6 前号にかかわらず、指定事業者は、2016 年 4 月 17 日までの間、なお従前の例による認証方法の履践をすることができる。</p> <p>7 前号にかかわらず、当社は、セキュリティ上の問題が発生した場合など、必要があると認めるときは、従前の例による認証方法の履践の廃止その他の所要の措置を講ずる。</p> <p><u>8 2015 年 6 月 16 日公開の改訂は、2015 年 8 月 16 日から実施する。</u></p>	<p>(3) 登録規則第 21 条に定める登録期間の終了日（有効期限日）の 6 日後</p> <p>2 指定事業者は、指定事業者が提供する Web ページに、前項に定める通知の送付方法および送付先を掲示し、登録等の希望者および登録者に明示しなければならない。</p> <p>(第 3 項削除)</p> <p>(途中省略)</p> <p>(付 則)</p> <p>1 この規則は、2010 年 11 月 1 日から実施する。</p> <p>2 2011 年 2 月 21 日公開の改訂は、同日から実施する。</p> <p>3 2013 年 7 月 1 日公開の改訂は、2013 年 8 月 19 日から実施する。</p> <p>4 2014 年 4 月 14 日公開の改訂は、2014 年 4 月 20 日から実施する。</p> <p>5 2014 年 5 月 19 日公開の改訂は、2014 年 9 月 3 日から実施する。</p> <p>6 前号にかかわらず、指定事業者は、2016 年 4 月 17 日までの間、なお従前の例による認証方法の履践をすることができる。</p> <p>7 前号にかかわらず、当社は、セキュリティ上の問題が発生した場合など、必要があると認めるときは、従前の例による認証方法の履践の廃止その他の所要の措置を講ずる。</p> <p>8 2015 年 6 月 16 日公開の改訂は、2015 年 8 月 16 日から実施する。</p>	<p>管理指定事業者の業務削除に伴う改訂</p> <p>改訂日・実施日を記載</p>